

取扱区分：「公開」

令和4年第9回

周南市農業委員会総会議事録

注. 発言の内容についてはその要旨を記載しております。

(発言そのものの記載ではありません。)



令和4年9月12日（月）10時00分

於：周南市役所 多目的室

令和4年第9回

周南市農業委員会総会議事録

1 日時 令和4年9月12日(月) 午前10時2分～午前11時2分

2 場所 周南市役所 多目的室

3 出席者等

(1) 出席委員 15人

第1番	秋 貞 啓 子	第2番	有 馬 俊 雅
第3番	岩 田 実	第5番	白 石 純 治
第7番	田 中 榮 作	第8番	歳 光 時 正
第9番	野 村 邦 幸	第10番	林 俊 一
第12番	弘 中 壽	第13番	藤 井 孝
第14番	藤 原 典 子	第15番	松 田 孝 行
第16番	山 崎 光 夫		
第17番	笠 井 保 雄 (会長職務代理者)		
第18番	山 下 敏 彦 (会長)		(1人欠員)

(2) 欠席委員 3人

第4番	佐 伯 伴 章	第6番	高 橋 恵
第11番	原 田 雅 之		

(3) 事務局職員 3人

局 長	中 山 浩 毅	次 長	杉 岡 清 伸
次長補佐	時 重 智 一		

(4) 関係部署職員 2人

産業振興部農林課 課長	六 郎 万 淳 一
産業振興部農林課 農政担当主査	福 田 雅 子

(5) 傍聴人 なし

4 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議決事項

議案第35号	登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定について	1件
議案第36号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	13件
議案第37号	農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画の変更承認申請について	1件
議案第38号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について	28件
議案第39号	違反転用と認めその是正方針を決定することについて	1件

第3 報告事項

報告第58号	農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について	6件
報告第59号	農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について	3件
報告第60号	現況が農地でないことの証明等について	5件

中山事務局長

皆さん、おはようございます。

それでは、総会を開催いたします。

携帯電話につきまして、マナーモード、電源確認をお願いいたします。

次に、定足数の報告をさせていただきます。

本日の総会の出席委員は、18人中15人で、周南市農業委員会会議規則第9条の規定を充たしておりますので、総会は成立いたします。

なお、本日の欠席は、第4番・佐伯 伴章 委員、第6番・高橋 恵 委員、第11番・原田 雅之 委員、の3人で、周南市農業委員会会議規則第5条の規定による欠席の届出がありましたので、ご報告いたします。

恐れ入りますが、議案書の1ページ、議案第35号の差し替えと、参考資料の1ページの差し替えをお願いします。

これは、申請者から、議案第35号の申請地2筆のうち、1筆について取下げがあったものです。

それでは、議長よろしくをお願いします。

開会（午前10時2分）

議長（山下会長）

それでは、ただ今より令和4年第9回、周南市農業委員会総会を開会いたします。

これより議事に入ります。

議事日程第1、議事録署名委員の指名ですが、周南市農業委員会会議規則第23条第2項に規定された議事録署名委員は、第2番・有馬 俊雅 委員、第8番・歳光 時正委員のご両名をお願いいたします。

議事日程第2、議決事項に入ります。

議案第35号「登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用する農地の指定について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

1 ページの議案第35号についてご説明いたします。

議案第35号は、周南市空き家情報バンク制度に登録された空き家の所有者が権利を有する農地を、登録空き家に付随した農地に指定し、登録空き家に付随した農地に限定した別段の面積を適用するものでございます。

申請のあった登録空き家の所在及び登録空き家に付随した農地の所在、地目、地積は記載のとおりで、それぞれの位置は配付資料のとおりです。

申請地は、位置図に示すとおり、登録空き家に隣接しております。

また、利用権や地上権等の権利は設定されておらず、国県等の補助金の対象にもなっていません。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

林委員

第10番林委員

10番、林です。

議案35号について報告をいたします。

9月1日に事務局職員と私で現地調査を行いました。

申請地は遊休農地であり、登録空き家と一体で権利移動されることで、その後適正に管理、耕作できると認められる農地であり、転居者の就農が図られる農地と考えられます。

また、近隣に整備された農地がありますが、周辺の地域における集団的な農地利用、農作業の共同化等に支障はなく、違反転用もありませんでした。

登録空き家に付随した農地として指定することに問題はないと思われま

す。

以上で報告を終わります。

ありがとうございます。

それでは、ただ今の議案第35号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

議案第36号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」、番号1番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

2ページから4ページの議案第36号は、1議案13件です。

それでは、番号1番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地及び申請地に隣接した宅地を購入し、隣接宅地2902番1を含んだ全体計画で、パネル設置面積775.32平方メートル、パネル枚数は300枚を設置するもので、発電出力は44.55キロワットが2基です。

なお、面積割合で農地分は、パネル設置面積620.17平方メートル、パネル枚数240枚となります。

譲渡人は、今まで田として貸していたが、その方が耕作をしなくなったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市鹿野総合支所から西約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

農地区分は周南市鹿野総合支所からおおむね300メートル以内の農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、2921番1の一部の土地には、戦後すぐの頃から平成16年まで隣接する2902番1の宅地にまたがって製材所が建設されていたとのことで、顛末書が提出されています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

第9番野村委員

9番、野村です。

去る8月24日、事務局と推進委員及び譲渡人と現地確認いたしました。

現状は、第1発電所のほうは、あまりにも湿地なのでずっと休耕しているとのことです。

第2発電所のほうは、稲が植えてあるので収穫間近だと思います。

前から計画されておられたようですが、中電との話し合いがつかないため、1年ぐらい遅れたという話を聞いております。

近くにも太陽光発電の設備がしてあります。

調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思われま

以上で説明を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号1番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

本件は、許可とすることに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号1番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号2番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号2番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積448.70平方メートル、パネル枚数174枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、鹿野小学校から北西約240メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

なお、周辺地に影響を少なくするために、有効利用できない433.30平方メートルを除いた有効敷地面積は1985.70平方メートルとなります。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

野村委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第9番野村委員

9番、野村です。

8月24日に、事務局と推進委員と現地確認しました。

現地は近くに自動車工場がありまして、その前に耕作されていた方が、洗車をするのにいろいろ油が飛んできて、ずいぶんいろんなことをお願いしたんだけど治らないため、今回もうここはあきらめて譲渡人に返すということになり、譲渡人も高齢で後継者もいないので、今回太陽光発電の話があったので譲渡すということです。

現地は4月から田植えも何もされてなく、かなりの草が生えています。

近くの耕作者の方への話は全部済んでいるそうです。

また、すぐそばにもやはり太陽光発電の設備をしてあります。

施設の区画などで水利などへ問題はないと思われます。

譲渡人、譲受人には電話にて確認しております。

調査項目に従い調査しましたが、問題はないと思われますので、審査のほうよろしくお願いいたします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号2番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号2番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第36号、番号2番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号3番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号3番についてご説明いたします。

申請譲受人は、居住する自己用住宅を建築するため、申請地を購入し、建築面積112.03平方メートルの平屋と27平方メートルのカーポートを建築しようとするものです。

譲渡人は、譲受人から譲渡の依頼があり、売却しようとするものです。

申請地は、周南市長穂支所から北西約110メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は周南市長穂支所からおおむね300メートル以内の第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

白石委員

第5番白石委員

5番の白石でございます。

調査報告をいたします。

去る8月24日に、事務局と合同で、現地にて調査項目に基づき譲受人を交え調査いたしました。

なお、譲渡人には、翌日、意思確認を行っております。

申請書等の必要提出書類におきましては、何ら異常は見受けられず、また、周辺農地に対しても、二方向が全面市道に面しており、支障はないものと考えます。

現地状況におきましても、全面きれいに除草されており、市道沿いの側溝もよく管理された状態でありました。

なお、当地区でも、人口減少が続く中であって、生まれ育った地区に帰り、家族と共に地盤固めをするということは、大変嬉しいこととであります。

また、譲受人の両親及び兄には、当地区で、11ヘクタールの水田を経営する「認定農業者」になってもらっております。

以上、今回の申請については、何ら問題はないかと考えますので、ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号3番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号3番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第36号、番号3番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号4番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号4番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積460.28平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、遠方に住み、農業を委託する人もなく、管理が困難なため譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、熊毛郵便局から北約600メートルに位置し、所在、地

目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められている農地で第3種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

笠井委員

第17番笠井委員

17番の笠井です。

第4番について、去る8月25日、事務局、推進委員と3人で現地確認をいたしましたので報告いたします。

申請内容については、事務局の説明のとおりで間違いありません。

補足説明として、申請地は国道2号線から八代方面へ向かう県道沿いに位置します。

中山間地域の山あいにある小さな集落で勾配があつて、狭小の農地が連なる棚田です。

申請地は約20年以上休耕されていて、雑草が生えていました。

南側は駐車場、西側は山、北側は農地ですが同じように長い間休耕されています。

譲渡人は相続により申請地を取得したが、遠方に居住し、耕作を委託する人も見つからず、今後も農地維持管理も困難なことから、譲渡することとしたとのこと。

また、譲受人は、太陽光発電設備を全国展開していこうと考えていて、申請地は日当たりもよく、経済的な面を含め適地と判断したとのことです。

関係農地への影響もありません。

なお、今回の太陽光発電設備設置に関し、隣接する土地の所有者には、自宅を訪問し説明、了解を得たこと確認しました。

今回の申請者は遠方のため、電話して、申請内容、意思確認をしました。

以上、問題ないと思われます。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号4番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号4番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号4番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号5番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号5番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作の継続が困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市三丘市民センターから南東約300メートルに位

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

番号8番、歳光です。

農地法第5条許可、申請番号5番について8月25日に事務局と推進委員と私で事前調査を行い、9月4日に譲渡人と現地においてお話を伺いました。

申請場所、地目、地積は事務局の報告のとおりであります。

現地は島田川と市道にはさまれた少集団の農地です。

今回の申請はソーラー発電地としての転用でありまして、パネル枚数168枚、発電出力49,5キロワットのソーラーパネルの設置用転用であり所有権移転になるものです。

隣接の農地所有者の説明等がされており、譲渡人も年齢を重ねることにより、農業の継続が困難になり、農業後継者もない為、今回の申請になりました。

農地転用の申請チェックリスト、農業計画書等完備されており、調査項目にそって調査を行いました。問題ないと思われま

す。よろしくご審議をお願いし、報告を終わります。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号5番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号5番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号5番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号6番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号6番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積412.59平方メートル、パネル枚数160枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、湯野小学校から北東約260メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

第12番弘中委員

弘中委員

12番、弘中です。

先に譲渡人及び譲受人双方について、契約が成り立っていることについての確認をいたしました。

去る8月25日、現地調査を農業委員会事務局と共に現地調査を行いました。

この地域一帯は、太陽光発電施設の転用が相次いでいる所でありまして、いずれも譲渡の理由としては、農業後継者がいないということでの農地の譲渡しというのが原因であります。

これが転用された以降につきましては、周辺農地及び農業用施設いわゆる水路水系、農作道等に悪影響はないものと思われまして、なおかつ許可要件を満たしているものと判断をされました。

以上です。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号6番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号6番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第36号、番号6番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号7番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号7番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 809.72 平方メートル、パネル枚数 314 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南リハビリテーション病院から南東約 190 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第 2 種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

先に譲渡人、譲受人双方についての契約の確認いたしました。

去る 8 月 25 日、現地調査を農業委員会事務局と共に行いました。

申請書の通り、当該地は地域では中心的な位置にあり、そばを二級河川夜市川が貫流しており、公道も通っている状況下であります。

転用後に周辺の営農に与える影響については、河川、水路関係、あるいは農作道等従来通り影響はないものと思われま

す。許可要件を満たしているものと思われま

す。以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 36 号、番号 7 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号7番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号7番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号8番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号8番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積402.28平方メートル、パネル枚数156枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、農地として維持管理することが困難となったため、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は周南リハビリテーション病院から南西約490メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第12番弘中委員

双方の契約が成り立っていますと同時に、8月25日現地調査を農業委員会事務局と共に行いました。

現地は段畑状の一枚田で、周囲を農地がとりまいているという状況でありまして、この施設の周辺の農地あるいは農業経営に、以後それが与える悪影響がないものと現地調査をいたしました。

許可要件も満たしているようであります。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号8番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号8番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第36号、番号8番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号9番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号9番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438.38平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、譲受人から依頼があり、今後の管理等を考慮し、譲受人に譲り渡すものです。

申請地は周南リハビリテーション病院から南約330メートルに位

置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

弘中委員

第12番弘中委員

当議案につきましてですが、双方で契約が成り立っていることを確認いたしました。

去る8月25日に農業委員会事務局と共に現地調査をいたしました。

現況は段畑状の一枚田で、日照条件もよく、施設の設置場所としては大変適切な場所であろうかと思受けられます。

周辺には農道、水路、水系等が従前どおりで、これにつきましては以後において農業経営に悪影響はないものと判定できます。

以上、許可要件を満たしているということから、適切ではないかと推察をいたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号9番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号9番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号9番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号10番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号10番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積438.38平方メートル、パネル枚数170枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作する予定もなく、譲受人からの求めに応じて譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、戸田駅から南約430メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番の岩田です。

議案第36号10番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動

杉岡事務局次長

議長(山下会長)

第3番岩田委員

許可申請になります。

8月26日事務局の方と推進委員の方、私と3名で現地確認をしました。

地目は田で1,884平方メートルを申請するものです。

耕作はされていませんが草刈りはされてきました。

9月5日に譲渡人とは連絡がとれないので、譲渡人、譲受人双方の代理人である行政書士の方と電話にて意思確認をしました。

説明によりますと、平成26年に5人の共有名義で相続しその後は耕作していないそうです。

今後も耕作する予定がなく、太陽光発電業者からの要望があり売却することにしたそうです。

なお、5名の行政書士宛の委任状が添付されています。

譲受人は事業計画にあたり、周辺には説明しているそうです。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われそうです。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号10番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号10番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号10番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号11番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

議長（山下会長）

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

番号 11 番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積 866.45 平方メートル、パネル枚数 336 枚を設置するもので、発電出力は 49.5 キロワットが 2 基です。

譲渡人は、譲受人からの求めに応じて譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、徳山西インターチェンジ出口から南約 200 メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道出口からおおむね 300 メートル以内の農地で第 3 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第 3 番岩田委員

第 3 番の岩田です。

議案第 36 号 11 番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

8 月 26 日事務局の方と地元推進委員の方と私と 3 名で現地確認をしました。

地目は田で 2 筆合計 2,416 平方メートルを申請するものです。

現状は雑草が生えていました。

8 月 28 日譲渡人とは現地にて現地確認、意思確認をしました。

2 年前まで野菜畑として貸していたが、高齢となりやめられてその

ままにしているそうです。

10年前に相続した土地ですが、自分では耕作することができず、太陽光発電の話が有り売却することにしたそうです。

9月4日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われま

す。ご審議のほどよろしくお願

いします。ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第36号、番号11番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ござい

ませんか。(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたし

ます。議案第36号、番号11番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はござい

ませんか。(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号11番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号12番を議題といたし

ます。事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号12番についてご説明いたし

ます。申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積433.22平方メートル、パネル枚数168枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、譲受人からの求めに応じて譲受人に譲り渡すもので

す。申請地は、徳山西インターチェンジ出口から南約200メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、

議長 (山下会長)

杉岡事務局次長

公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は高速自動車国道出口からおおむね 300 メートル以内の農地で第 3 種農地に該当します。

農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第 3 番岩田委員

第 3 番の岩田です。

議案第 36 号 12 番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

8 月 26 日事務局の方と地元推進委員の方と私と 3 名で現地確認をしました。

地目は田で 1,504 平方メートルです。水稻が作付けされていました。

8 月 28 日現地にて意思確認をしました。

高齢となり後継者もなく、今後の作付けが難しいので、太陽光発電の話があり売却することにしたそうです。

9 月 4 日譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思われます。

ご審議のほどよろしくお願ひします。

議長（山下会長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 36 号、番号 12 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第36号、番号12番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第36号、番号12番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第36号、番号13番を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

番号13番についてご説明いたします。

申請譲受人は、太陽光発電事業を行うため、申請地を購入し、パネル設置面積345.55平方メートル、パネル枚数134枚を設置するもので、発電出力は49.5キロワットが1基です。

譲渡人は、耕作する予定もなく、譲受人からの求めに応じて譲受人に譲り渡すものです。

申請地は、周南市道の駅ソレーネ周南から南東約240メートルに位置し、所在、地目、地積は記載のとおりで、位置図、現地写真、公図、土地利用計画図は配付資料のとおりです。

農地区分は農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で第2種農地に該当します。

立地の代替性がなく、農地転用の確実性につきましては、事業計画書・資金計画書・被害防除計画書など必要な書類も完備されており、許可基準を満たしています。

以上でございます。

ただいまの事務局からの説明に関連して、地区担当農業委員からの現地調査の結果及び補足説明をお願いいたします。

岩田委員

第3番の岩田です。

杉岡事務局次長

議長（山下会長）

第3番岩田委員

議案第 36 号 13 番について補足説明します。

本申請は譲受人である太陽光発電業者による農地転用の権利移動許可申請になります。

8 月 26 日事務局の方と地元推進委員の方と私と 3 人で現地確認しました。

地目は田で 720 平方メートルです。

ガソリンスタンド、国道、民家に挟まった地形で現状は耕作されてなく、除草シートが敷かれていました。

シートのすき間からは背丈以上の雑草が生えていました。

8 月 27 日ご自宅へ伺い意思確認をしました。

90 歳をこえるご夫妻で後継者もなく周辺の方から草刈りを要求されてもどうすることもできず、困っていたところへ太陽光発電のお話があり、売却することにしたそうです。

9 月 4 日に譲受人とは電話にて意思確認をしました。

調査項目に従い調査しましたが、問題ないと思います。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第 36 号、番号 13 番について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第 36 号、番号 13 番について、採決を行います。

本件は、許可とすることに、ご異議はございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第 36 号、番号 13 番は、許可と決定いたします。

続きまして、議案第 37 号、「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可

議長（山下会長）

後の事業計画の変更承認申請について」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

杉岡事務局次長

5ページの議案第37号についてご説明いたします。

本件は、令和4年5月総会の議案第22号番号4番で許可した転用事業計画の変更申請です。

資料に前回の議案も添付しておりますのでご覧ください。

前回の事業計画では、大字大河内字下弓矢迫2040番1の一部である956平方メートルを使用貸借により使用し、転用するというものでしたが、その後当事者間で協議が整い、774平方メートルを2040番7に分筆し所有権移転することとなりましたので、このための事業計画の変更の申請書が提出されたものです。

この結果、農地の転用面積は3,142平方メートルから2,960平方メートルになりました。

なお、前回は、3,000平方メートルを超える農地の転用のため、常設審議委員会に意見聴取をしましたが、今回の変更についてその必要はないということを確認しています。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局から説明がありました。

今回の事業計画変更は、転用の内容等実質的なものではなく、権利移転の方法や面積等の形式的なものに限ったものであるので、説明は以上となります。

それでは、ただ今の議案第37号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

（なしの声あり）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第37号について、採決を行います。

本件は、承認とすることに、ご異議は、ございませんか。

（異議なしの声あり）

異議がありませんので、議案第37号は、承認と決定いたします。

次の議題に入る前に、農林課職員の着席をお願いします。

(農林課職員 2名 着席)

・議案第38号

続きまして、議案第38号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」、を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

6ページから12ページまでの議案第38号は、周南市長より農用地利用集積計画についての決定を求められたもので、農林課から説明を受けた後、農業委員会の決定を行いたいと思います。

議長 (山下会長)

それでは、六郎万課長よろしくをお願いします。

農林課六郎万課長

それでは、議案第38号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画についてご説明させていただきます。

本日は7月までに受け付けました、農用地利用集積に係る利用権の設定につきまして、その計画案をご提出させていただいております。

本会でのご審議、ご決定をいただきまして、令和4年10月1日の公告となるものでございます。

内容につきましては、徳山地区22件、新南陽地区1件、熊毛地区3件、鹿野地区2件、全28件、46筆の案件です。

そのうち農地中間管理機構への貸付けが、11番から28番までの大道理地区1件、長穂地区17件で全18件、18筆です。

説明は以上となります。ご審議の程、よろしく願いいたします。

議長 (山下会長)

ありがとうございました。

ただ今の議案第38号の案件について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ありませんか。

(なしの声あり)

特に発言がないようですので、議案第38号について採決を行います。

原案のとおり決定することに、ご異議は、ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第38号は、原案のとおり決定する旨、市長に通知いたします。

ここで、農林課職員は退席いたします。

申し訳ありませんが、少しお待ちください。

(農林課職員退席)

続きまして、議案第39号「違反転用と認めその是正方針を決定することについて」を議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いします。

杉岡事務局次長

13 ページの議案第39号について、ご説明いたします。

本件は、担当する農業委員及び農地利用最適化推進委員の現地調査の結果、違反転用であると認められるので、総会に報告し、委員会において違反転用と認め、その是正方針を決定しようとするものです。

当該地は、周南市三丘市民センターから東約310メートルに位置する農振農用地で、所在は記載のとおりで、登記簿地目は田、地積は4,802平方メートルです。

この農地は、令和3年6月10日の周南市農業委員会の総会で議決した農地法第3条第1項の許可を経て、現所有者が令和3年7月に取得した農地です。

令和4年7月27日に、この地区を担当する農業委員である歳光委員から違反転用ではないかとの通報がありました。

この通報を受け、農業振興地域整備計画等を所管する農林課及び建築物の確認申請の手続等を所管する建築指導課と情報共有を図りました。

杉岡事務局次長

8月5日に、建築指導課職員2人と現地を確認いたしました。

現地は、テントのような簡易な建物と東側の奥に建築面積約360平方メートルの鉄骨の柱が8本建っていました。

建築指導課の職員は、「屋根と柱で建築物になる。仮に建築物とするなら、基礎等が建築基準法に適合していないと思われる。また、簡易な建物についても建築物としての確認申請の手続が必要だ。」とのことでした。

同日、所有者に確認したところ、「鉄骨には屋根を付ける。」とのことでした。

歳光委員、藤吉農地利用最適化推進委員、農地の所有者及びその夫に連絡を取り、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱第3条に基づく現地調査を8月12日に行いました。

是正方針の案は、記載の1から5までのとおりです。

以上でございます。

議長（山下会長）

ただ今の事務局からの説明に関連して、歳光委員から、周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱第3条第5項の規定による報告をお願いいたします。

歳光委員

第8番歳光委員

8番、歳光です。

周南市農業委員会違反転用に対する措置に関する要綱第3条第5項の規定により報告をいたします。

8月12日に、私と藤吉農地利用最適化推進委員に、事務局の杉岡次長が同行し、要綱第3条第1項に規定する現地調査を行いました。

現地には、約360平方メートルの面積に鉄骨の柱が8本建っている建築途中のものと、資材等を置いているテントのような簡易な建物があり、さらに、土地の一部に砂利を敷いて通路のようにしていました。

現地調査では、所有者の夫から聞き取りを行いました。

所有者の夫によれば、無断転用は、所有者と所有者の夫の共同で行った。

工事に係る構想の主なものは所有者の夫が考え、工事も所有者の夫が中心になって行ったとのことでした。

先ほどの報告にありましたように、この農地については、令和3年6月10日総会において議決し、令和3年7月に所有権移転により取得した農地でございます。

工事は令和3年秋ごろに、この農地の西側に擁壁を築きました。

これはすぐ下にある農地に泥が流れるということで擁壁を築いたとのことでした。

その際に、通路として砂利を入れ、擁壁が完成した後、砂利を一部のけて、4月頃から現在の倉庫を建て始めた。

倉庫には、耕運機、トラクター、ユンボ、リフト等の農作業用の機械や、所有者の夫が所有する他の農地で使用している植木鉢80センチから1メートルの鉢を置く予定とのことでした。

農地法や農業経営基盤強化促進法は知らなかったとのことでした。

農業振興地域の整備に関する法律の農業振興地域整備計画の変更については農林課に、建物については建築指導課に相談するよう指導しました。

この指導に対しまして、所有者の夫は「自分はソクラテスにはならない。行政代執行でもすればよい」と言っておりました。

本件は、以上のことから違反転用と認めます。

また、農地法の適正な運用の観点から厳正な対応が必要としますので、議案の是正方針が適正であると考えます。

以上です。

ありがとうございました。

それでは、ただ今の議案第39号について質疑を行います。

ご意見、ご質問は、ございませんか。

(なしの声あり)

議長（山下会長）

特に発言がないようですので、これで質疑を終了いたします。

議案第39号について、採決を行います。

違反転用と認め、この是正方針を決定することについて、ご異議はございませんか。

また、是正方針を踏まえた違反転用者に交付する「農地の違反転用通知書」の作成等については、会長に一任をしていただきたいと考えますがご異議はございませんか？

(異議なしの声あり)

異議がありませんので、議案第39号のとおり、違反転用と認め、是正方針を決定することとし、会長の専決により「農地の違反転用通知書」を作成し違反転用者に交付することといたします。

続きまして、議事日程第3、報告事項に入ります。

報告第58号「農地法第3条の3の規定による農地等の権利取得の届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

14ページから15ページまでの報告第58号は、農地等を相続等により所有権移転した旨を農業委員会に届出するもので、今回は6件です。

内容は記載のとおりで、事務局長専決により書類を受理いたしましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第58号を終わります。

続きまして、報告第59号「農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について」、事務局より報告事項の説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

16ページの報告第59号は、市街化区域内にある農地を、あらかじめ農地等の所有者及び転用事業者が農業委員会に届け出て、農地等以外のものに転用するため、農地等の権利移動をするもので、許可は不要とされています。

今回は、3件です。

内容は記載のとおりで、添付書類も完備されており、事務局長専決により書類を受理致しましたので、ご報告いたします。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第59号を終わります。

続きまして、報告第60号「現況が農地でないことの証明等について」、事務局より説明をお願いします。

中山事務局長

中山事務局長

17ページから18ページの報告第60号は、周南市農業委員会非農地証明に係る事務処理要領の規定に基づき、非農地証明願の提出による非農地証明書交付の申請を受け、農地台帳等で事前調査の上、農業委員及び農地利用最適化推進委員3人に事務局職員が同行して現地調査を行い、委員3人の協議により申請地が農地に該当するか否かの判断をし、その結果により非農地証明書等を交付したため、同要領第18条の規定により報告するもので、今回は5件です。

非農地判断の結果、すべて非農地であると決定し、非農地証明書を交付しました。

なお、番号5番の農振農用地の土地6件は、現況が農地でないこと、農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項に掲げる要件、農業生産基盤整備事業の実施等により農業上の土地利用を進める具体的な見通しが無いことを満たすことから、農業振興地域整備計画については、農用地区域から除外されるものです。

以上でございます。

議長（山下会長）

説明が終わりました。

以上で、報告第60号を終わります。

これを持ちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしましたので、令和4年第9回、周南市農業委員会総会を閉会いたします。

お疲れ様でした。

閉会（午前11時2分）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

令和4年9月12日

周南市農業委員会

会 長 山 下 敏 彦

委 員 有 馬 俊 雅

委 員 歳 光 時 正